

## 別添 「自衛水防組織活動要領(案)」

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づき円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するたために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

## 別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者 ( ) (代行者)								
総括・情報班	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職及び氏名</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班長 ( )</td> <td rowspan="4"> <input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録  <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け  <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集  <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡                 </td> </tr> <tr> <td>班員 ( )</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	役職及び氏名	任務	班長 ( )	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡	班員 ( )	・	・
役職及び氏名	任務							
班長 ( )	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡							
班員 ( )								
・								
・								

避難誘導班	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職及び氏名</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班長 ( )</td> <td rowspan="4"> <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施  <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認                 </td> </tr> <tr> <td>班員 ( )</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	役職及び氏名	任務	班長 ( )	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認	班員 ( )	・	・
役職及び氏名	任務							
班長 ( )	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認							
班員 ( )								
・								
・								

## 別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿(従業員、利用者等) 情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 照明器具(懐中電灯、投光機等)
避難誘導班	名簿(従業員、利用者等) 誘導の標識(案内旗等) 情報収集及び伝達機器(タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

## 4.おわりに

16

球磨川 右岸側 人吉市街部(上青井町)



令和2年7月4日(土)朝撮影

球磨川 右岸側(人吉市上青井町)



令和2年7月4日(土)朝撮影

(国土交通省九州地方整備局ホームページより, 令和2年7月豪雨による球磨川の被害状況)

## 4.おわりに

17

球磨川 右岸側 人吉市街部(紺屋町)



令和2年7月4日(土)朝撮影

球磨川 右岸側(人吉市)



令和2年7月4日(土)午前中撮影

(国土交通省九州地方整備局ホームページより, 令和2年7月豪雨による球磨川の被害状況)

## 4.おわりに

### 緊急対応が求められるのが次の台風接近時かもしれません

入所施設	通所施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間等に市町から避難勧告が発令</li> </ul> <p>↓</p> <p>水害にも対応した 避難確保計画がない場合</p> <p>・責任者と連絡が取れず、判断できない ・職員数が少なく、避難誘導もできない</p> <p>↓</p> <p>そうした事態をさけるため</p> <p>避難確保計画に基づく、対応例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前もって気象情報等などに気を配り、夜間の職員数を増やしておく</li> <li>・避難勧告等を待たず、昼間のうちに自主的に避難を済ませる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜中になり大雨となった</li> <li>・明日も降り続く予報（明日の来所が危険）</li> </ul> <p>↓</p> <p>水害にも対応した 避難確保計画がない場合</p> <p>・明日は閉所すべきかなどが責任者と 連絡が取れず、判断できない ・夜中に利用者と連絡がとれない</p> <p>↓</p> <p>そうした事態をさけるため</p> <p>避難確保計画に基づく、対応例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前もって気象情報等などに気を配る</li> <li>・夜中大雨になってから対応を始めるのではなく、夕方までに明日閉所の連絡が完了できるような行動をとる</li> </ul>

**対象施設におかれましては、  
早急に避難確保計画作成への着手をお願いいたします。**

## (参考) 問い合わせ先

### 河川の浸水範囲等に関する問い合わせ先

- 全般的な事  
長崎県庁土木部河川課 TEL:095-894-3083
- 各河川の浸水範囲などの確認
  - 長崎振興局建設部河川課 TEL:095-844-2181
  - 県央振興局建設部河港課 TEL:0957-22-0010
  - 島原振興局建設部河港課 TEL:0957-63-0111
  - 県北振興局建設部河川課 TEL:0956-23-4211
  - 五島振興局建設部河港課 TEL:0959-72-2121
  - 上五島支所建設部河港課 TEL:0959-42-1141
  - 壱岐振興局建設部建設課 TEL:0920-47-1111
  - 対馬振興局建設部河港課 TEL:0920-52-1311